

建築物衛生管理に関する検討会開催要綱

1 趣旨・目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に規定する特定建築物の要件及び建築物環境衛生管理基準については、平成15年4月に改正して以降、見直しが行われていないところである。この間、特定建築物を取り巻く状況は大きく変化し、建築物はより大規模化・高層化が進んだことに加え、建築衛生設備・機器に関するICT技術が大きく進展し、さらに、国際機関では室内環境基準について新たなガイダンス等が策定されている。

これらの状況を踏まえ、学識経験者等で構成される検討会を開催し、特定建築物の要件、国際基準等を踏まえた建築物環境衛生管理基準の見直し等、適切な建築物衛生管理に必要な事項について検討を行う。

2 検討事項

- (1) 特定建築物の要件について
- (2) 建築物環境衛生管理基準について
- (3) その他適切な建築物衛生管理に必要な事項について

3 構成等

- (1) 本検討会の構成員は別紙のとおりとし、座長を1名置く。
- (2) 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- (3) 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- (4) 本検討会は、必要に応じ、構成員以外の有識者の出席を求めることができる。

4 運営

- (1) 本検討会は生活衛生・食品安全審議官が開催する。
- (2) 本検討会は原則公開とし、会議資料及び議事録についても、後日HPにおいて公開する。ただし、議事内容により、座長が非公開とすることが必要であると認める場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開し、会議終了後、可能な範囲で会議資料及び議事要旨を公開する。
- (3) 本検討会の庶務は医薬・生活衛生局生活衛生課が行う。
- (4) この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関して必要な事項は座長が検討会の了承を得て、その取扱いを決定するものとする。

建築物衛生管理に関する検討会 委員名簿

(令和3年1月29日 五十音順 敬称略)

○:座長

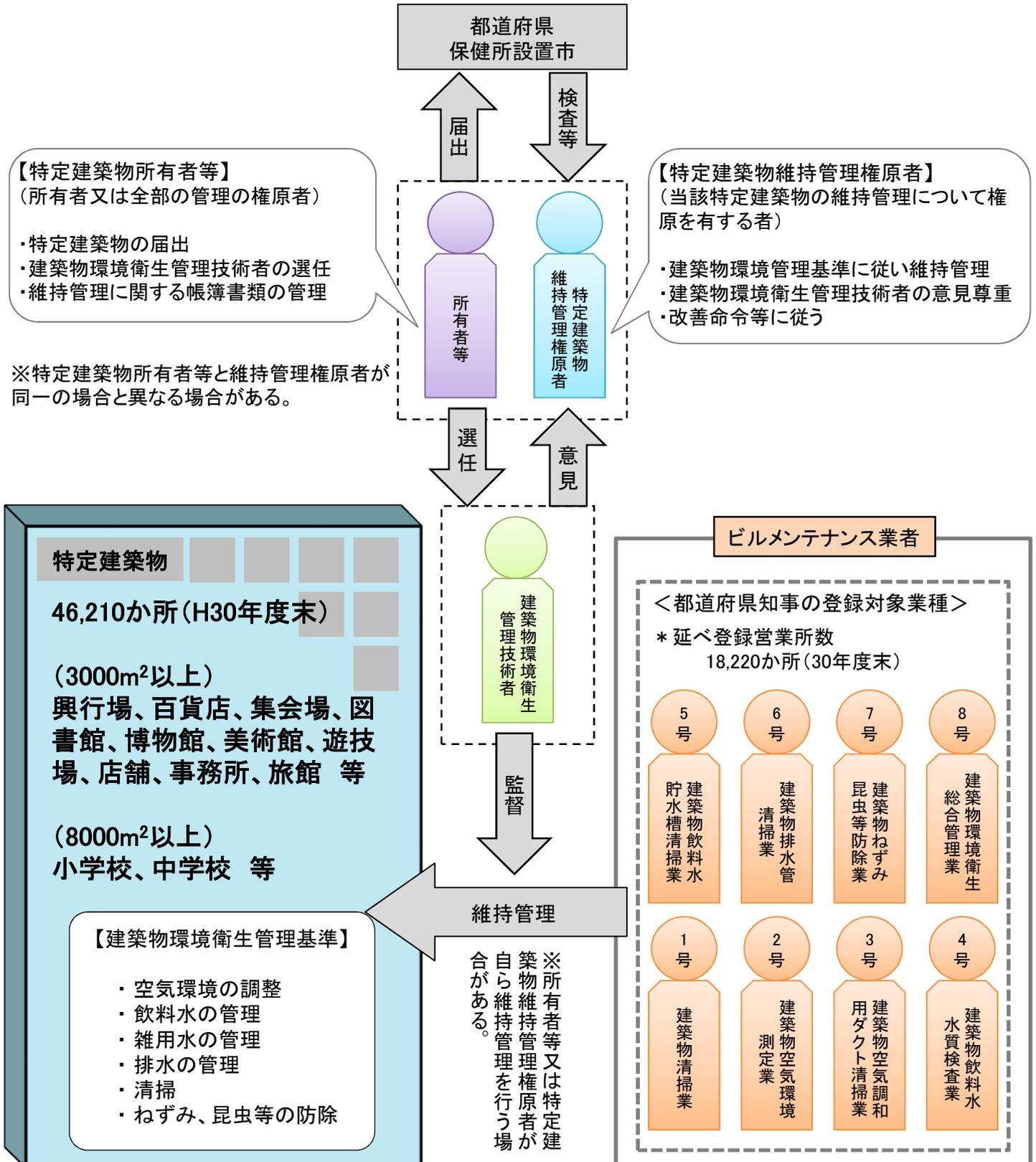
秋葉 道宏	国立保健医療科学院生活環境研究部 部長
鎌田 元康	(公財)日本建築衛生管理教育センター 理事長
○倉 渕 隆	東京理科大学工学部建築学科 教授
坂下 一則	東京都健康安全研究センター広域監視部 建築物監視指導課統括課長代理
高田 礼子	聖マリアンナ医科大学医学部予防医学教室 教授
谷川 力	(公社)日本ペストコントロール協会 理事・技術委員長
中野 信博	(公社)全国ビルメンテナンス協会 副会長
西村 勝彦	(公社)全国建築物飲料水管理協会 副会長
林 基哉	北海道大学工学研究院建築都市部門空間デザイン 教授

特定建築物の要件及び 建築物環境衛生管理基準について

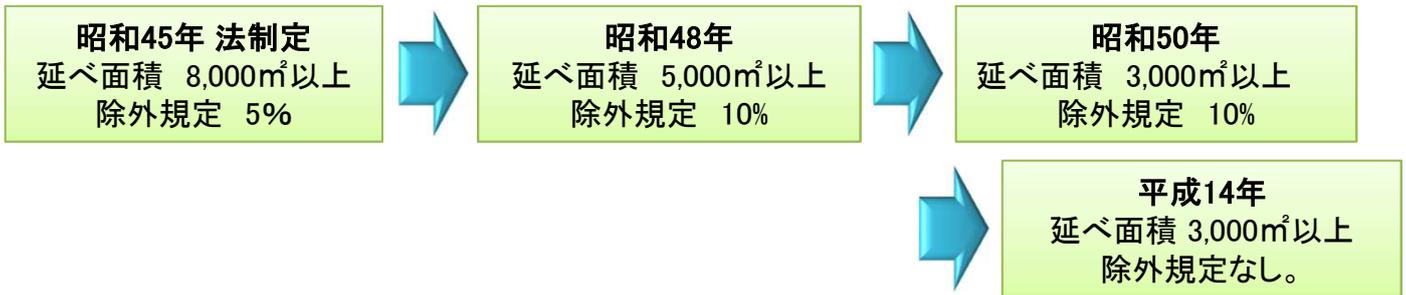
建築物における衛生的環境の確保に関する法律概要

目的(第1条)

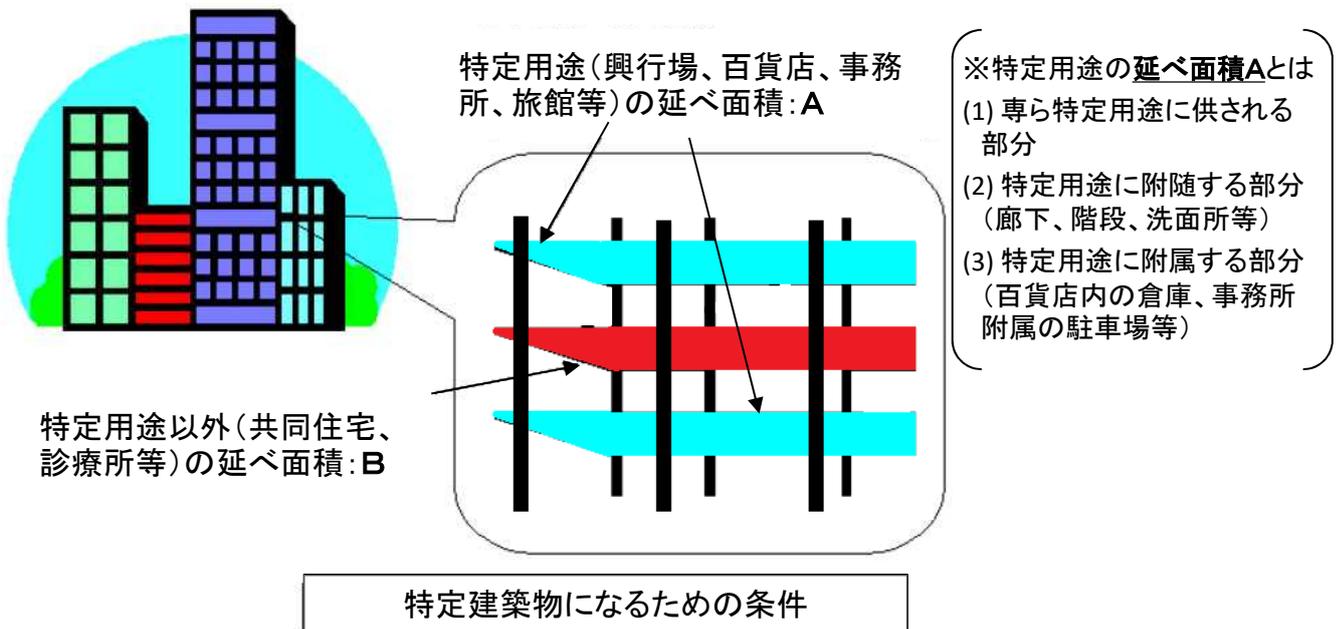
「この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し、環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。」



現在までの特定建築物の適用範囲の拡大について



※学校教育法第1条に規定される学校等は、延べ面積は8,000㎡以上



従前(S50年改正以降)	現行(H14年改正以降)
(1)建築基準法にいう建築物であること (2) $A \geq 3,000\text{m}^2$ (学校の場合は $8,000\text{m}^2$) (3) $B/A \times 100 \leq 10\%$	(1)建築基準法にいう建築物であること (2) $A \geq 3,000\text{m}^2$ (学校の場合は $8,000\text{m}^2$) (3)$B/A \times 100 \leq 10\%$

○中規模建築物における衛生管理の実態と特定建築物の適用に関する研究 (2017年度～2019年度)

(研究目的)

建築物衛生法が適用されない中小建築物の中でも2000～3000㎡の中規模建築物における室内環境及び空気衛生環境を中心に、給排水の管理、清掃、ねずみ等の防除といった、建築物衛生法の環境衛生管理基準項目に係る要素の実態と、建築物利用者の健康状況を調査し、特定建築物の適用範囲拡大も含めた適切な衛生管理方策の検討に必要な科学的根拠を明らかにすることを目的とする。

建築物環境衛生管理基準について

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律

第4条第2項

環境衛生管理基準は、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ・昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めるものとする。

現在の空気環境の調整に関する基準	
項目	基準
1 浮遊粉じんの量	空気1m ³ につき0.15mg以下
2 一酸化炭素の含有率	100万分の10以下(10ppm以下)
3 二酸化炭素の含有率	100万分の1000以下(1000ppm以下)
4 温度	① 17度以上28度以下 ② 居室における温度を外気より低くする場合は、その差を著しくしないこと
5 相対湿度	40%以上70%以下
6 気流	1秒間につき0.5m以下
7 ホルムアルデヒドの量	空気1m ³ につき0.1mg以下

○建築物環境衛生管理基準の検証に関する研究(2017年度～2019年度)

(研究目的)

本研究は、空気環境衛生基準、衛生管理体制、新しい健康リスク等に関する提案に基づいて、環境衛生管理基準不適率の上昇が顕著である空気環境を中心に4つの研究を行い、建築物衛生環境の効果的向上を図るための基準改正に資する科学的根拠を示す。

建築物環境衛生管理技術者について

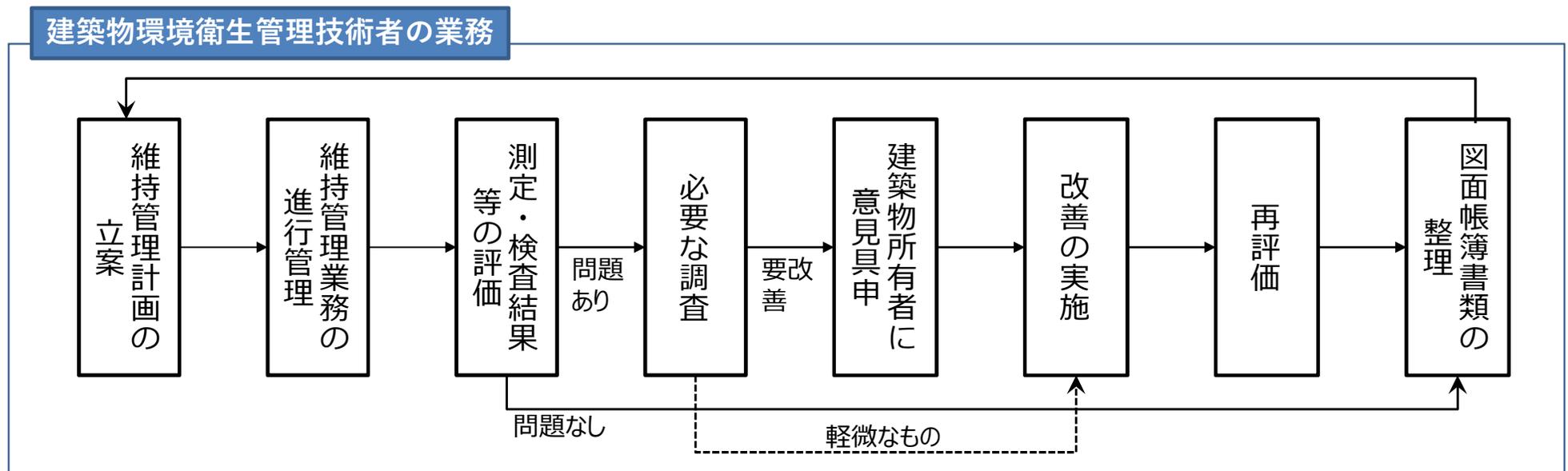
<建築物環境衛生管理技術者とは>

- 特定建築物※の維持管理が環境衛生上適正に行なわれるよう、特定建築物所有者等に対し、建築物環境衛生管理技術者の選任を義務付けている。

(※) 興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の用に供される延べ床面積が3,000㎡以上の建築物であって、多数の者が使用・利用するもの。(平成30年度末現在、全国で46,210棟)

(※) 建築物環境衛生管理技術者の特定建築物への常駐は必須ではない。

- 建築物環境衛生管理技術者の職務は、特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従って行なわれるよう監督することであり、必要があると認めるときには、当該特定建築物の維持管理について権原を有するものに対し、意見を述べることができる。



建築物衛生法等においては、建築物環境衛生管理技術者の選任について、以下のとおり規定している。

【建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）】

（建築物環境衛生管理技術者の選任）

第6条 特定建築物所有者等は、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行なわれるように監督をさせるため、厚生労働省令の定めるところにより、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならない。

【建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）】

（建築物環境衛生管理技術者の選任）

第5条 特定建築物所有者等は、特定建築物ごとに建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならない。

2 前項の選任を行なうに当たっては、一の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者が、同時に他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者とならないようにしなければならない。ただし、二以上の特定建築物について、相互の距離、それぞれの用途、構造設備、令第一条各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積、特定建築物所有者等又は当該特定建築物の維持管理について権原を有する者の状況等から一人の建築物環境衛生管理技術者が当該二以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者となってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

<建築物環境衛生管理技術者の兼任に関するこれまでの取組>

○ 「規制緩和推進計画の再改定について」（平成9年3月28日閣議決定）において「**兼任が認められる事例を都道府県に示す**ことにより運用の統一化を図る。」とされたことを受け、

①都道府県等に対する管理技術者の兼務状況の実態調査

②ビルオーナー団体、ビルメンテナンス業界団体及び建築物衛生に係る有識者で構成された検討会の議論

を経て、**管理技術者の兼任は原則として認めない**としつつ「**ビル管理技術者の確保が困難であり、統一的管理性（※）が確保されている場合には、例外的に3棟までの兼任を認めることがある。**」旨を通知。

（※）「統一的管理性」とは、建築物の維持管理権原者が同一で、かつ、建築物の衛生的環境の確保に係る設備が類似の形式であり、管理方法の統一化が可能なものであること

○ 「規制改革推進3か年計画」（平成13年3月30日閣議決定）において、「**職務遂行に支障がない範囲で兼務が認められることを明確にする**とともに、**兼務が認められる条件について具体的な判断基準を示す。**」とされたことを受け、「管理技術者の兼任は原則として認めない」という解釈を改め、「**統一的管理性が確保されている場合には、3棟までの兼任を認める**」ことを明確にした。

今後の検討の進め方について

1 検討事項

(1) 建築物環境衛生管理技術者の兼任要件について

規制改革ホットラインに「ICTの活用を前提に、建築物環境衛生管理技術者の兼務制限を緩和すべきである。」という要望が提出されたことを受け、ICTの進展を踏まえ、以下の兼任要件について検討する。

- ① 兼任が認められるのは建築物環境衛生管理技術者1人につき、特定建築物は3棟まで
- ② 建築物の維持管理権限者が同一であること
- ③ 空気調和設備、給水設備等建築物の衛生的環境の確保に係る設備が類似の形式であること
- ④ 兼任する特定建築物の相互の距離、それぞれの用途、特定用途に供される部分の延べ面積

また、検討にあたっては、空気調和設備メーカー等に対し、建築物衛生管理に係るICTの状況の把握及びそれを活用することで建築物環境衛生管理技術者の兼任要件緩和の可能性について、ヒアリングを行う(別添1)。

加えて、地方自治体における建築物環境衛生管理技術者の兼任の認可状況について実態調査を行う(別添2)。

(2) 特定建築物の要件及び建築物環境衛生管理基準について

研究報告書の内容を踏まえ、特定建築物所有者、特定建築物維持管理権原者及び特定建築物の指導等を行う保健所の業務量等を考慮しつつ、具体的な検討を進める。

2 検討期間等

建築物環境衛生管理技術者の兼任要件については、先行して検討を進め、特定建築物の要件及び建築物環境衛生管理基準については、令和3年度以降に検討を行う。

○第1回(1月29日)	検討課題の整理等
○第2回(2月22日)	建築物環境衛生管理技術者の兼任要件について検討(空気調和設備メーカー等に対するヒアリングを含む。)し、考え方を整理する。
○第3回(3月22日)	
○第4回～第6回 (今後、日程調整)	第4回～第5回で、特定建築物の要件及び建築物衛生管理基準について検討し、第6回で最終報告書を取りまとめる。

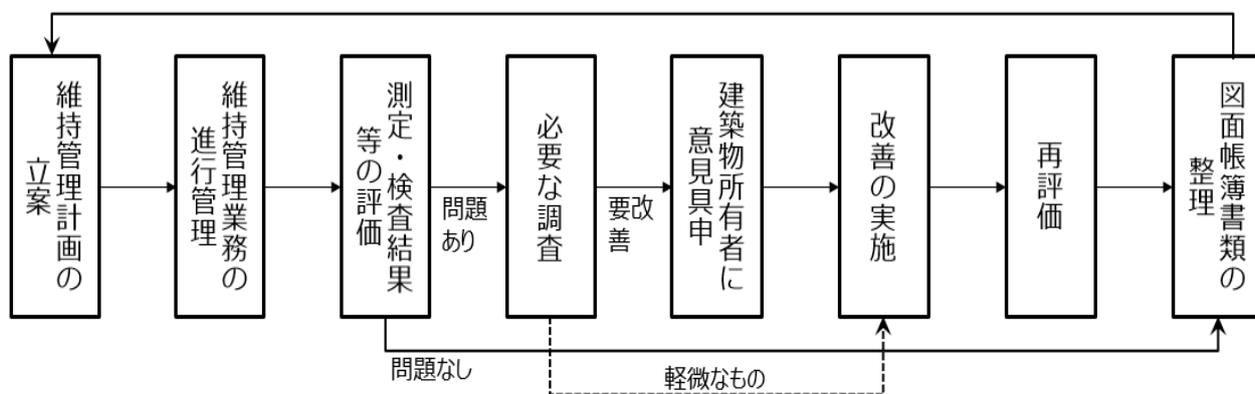
空気調和設備メーカー等ヒアリング項目(案)

問1 御社の ICT 技術は、建築物衛生法に基づく管理項目のうち、どのカテゴリに該当しますか。

- ()①空気環境の調整 ()②給水 ()③排水 ()④清掃
()⑤ねずみ等の防除

問2 御社の ICT 技術により、建築物環境衛生管理技術者の業務をどのような観点でサポートできますか。

※以下の建築物環境衛生管理技術者の業務フローにおいて、どの点をサポートすることが可能なかを明記してください。



問3 2の効果により、建築物環境衛生管理技術者の兼任要件のうち、どの項目で緩和することが可能だとお考えでしょうか。

- ()① 兼任が認められるのは建築物環境衛生管理技術者1人につき、特定建築物は3棟まで
理由()
- ()② 建築物の維持管理権限者が同一であること
理由()
- ()③ 空気調和設備、給水設備等建築物の衛生的環境の確保に係る設備が類似の形式であること
理由()
- ()④ 兼任する特定建築物の相互の距離、それぞれの用途、特定用途に供される部分の延べ面積
理由()

問4 御社の ICT 技術を特定建築物に導入する際、又は運用する際に、考慮すべき事項はあるでしょうか。

※新築ビルでなければ導入が難しい、自動測定機器の較正が困難など

建築物環境衛生管理技術者兼任状況調査(自治体あて)

自治体名	
Q1: 建築物環境衛生管理技術者の兼任を認めていますか。	
Q2: Q1で「はい」とした場合、兼任を認めている特定建築物は何棟までですか。	
<p>Q3: 建築物衛生法施行規則及び通知では兼任を認めるにあたって以下の条件を示していますが、条例で具体的な解釈を定めていますか？(例えば「相互の距離が〇km以内」、「特定用途に供される部分の延べ面積が〇㎡以内」など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相互の距離 ・特定建築物の用途 ・構造設備の類似性 ・特定用途に供される部分の延べ面積 ・特定建築物維持管理権原者の同一性 ・(学校以外の特定建築物について) 兼任できる上限は3棟までに限定 ・(学校について) 同一敷地内または近接する敷地内にある特定建築物に限定 	
Q4: Q3で「はい」とした場合、具体的な内容を記載してください。	
Q5: (技術的助言であるという前提のもとに、)厚生労働省において兼任の要件を、現在の基準よりも、さらに具体的に示す必要があるとお考えでしょうか。	

建築物環境衛生管理技術者選任建築物数の状況について

特定用途	特定建築物施設数	管理技術者選任建築物数	選任率
総数	46,210	45,964	99.5%
興行場	1,202	1,195	99.4%
百貨店	1,875	1,871	99.8%
店舗	9,911	9,861	99.5%
事務所	18,990	18,932	99.7%
学校	4,089	4,057	99.2%
旅館	6,319	6,242	98.8%
その他	3,824	3,806	99.5%

	特定建築物施設数	管理技術者選任建築物数	選任率		特定建築物施設数	管理技術者選任建築物数	選任率
全国	46,210	45,964	99.5%	三重	596	595	99.8%
北海道	2,419	2,407	99.5%	滋賀	374	374	100.0%
青森	471	464	98.5%	京都	876	876	100.0%
岩手	490	485	99.0%	大阪	3,564	3,542	99.4%
宮城	1,062	1,062	100.0%	兵庫	1,697	1,685	99.3%
秋田	414	413	99.8%	奈良	320	320	100.0%
山形	457	457	100.0%	和歌山	271	264	97.4%
福島	770	762	99.0%	鳥取	217	217	100.0%
茨城	820	815	99.4%	島根	270	268	99.3%
栃木	653	652	99.8%	岡山	602	600	99.7%
群馬	617	616	99.8%	広島	1,043	1,042	99.9%
埼玉	1,352	1,352	100.0%	山口	476	474	99.6%
千葉	1,598	1,590	99.5%	徳島	157	156	99.4%
東京	8,198	8,176	99.7%	香川	369	368	99.7%
神奈川	2,929	2,915	99.5%	愛媛	451	451	100.0%
新潟	803	803	100.0%	高知	227	227	100.0%
富山	435	435	100.0%	福岡	1,882	1,866	99.1%
石川	557	557	100.0%	佐賀	281	279	99.3%
福井	297	280	94.3%	長崎	426	417	97.9%
山梨	266	248	93.2%	熊本	471	471	100.0%
長野	929	919	98.9%	大分	351	348	99.1%
岐阜	501	501	100.0%	宮崎	277	277	100.0%
静岡	1,433	1,423	99.3%	鹿児島	407	398	97.8%
愛知	2,666	2,649	99.4%	沖縄	468	468	100.0%

出典：衛生行政報告例（平成30年度末現在）